

(1) 山形県企業立地促進補助金（新設）

| 区分 | 対象事業者  | 補助要件  | 対象経費<br>(消費税を除く)      | 補助金の額   |
|----|--------|---|-----------------------|---|
| 新設 | 大規模    | 県内に用地を取得し、工場を設置する場合<br>(1)土地を除く固定資産の取得額(消費税除く。以下同じ。)が100億円以上<br>(2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が300名以上<br>(3)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業   | 土地を除く<br>固定資産の<br>取得額 | 補助率：10%<br>【バイオ加算+5%】<br>【鳥海南工業団地<br>特別加算措置参照】<br><br>限度額：50億円  |
|    | 一般     | 県内に用地を取得し、工場を設置する場合<br>(1)土地を除く固定資産の取得額3億円以上<br>(空工場の取得の場合は5,000万円以上)<br>(2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名(対象<br>経費が15億円を超える場合は20名)以上<br>(3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費<br>が15億円を超える場合は3年)以内の操業                                      |                       | 補助率：<br>対象経費が15億円<br>以下の部分は20%<br>対象経費が15億円<br>を超える部分は5%<br>【バイオ加算+5%】<br>【鳥海南工業団地<br>特別加算措置参照】<br>限度額：10億円 |
|    | 拠点団地   | 鳥海南工業団地に用地を取得し、工場を設置する場合<br>(1)土地を除く固定資産取得額1億円以上<br>(空工場の取得の場合は、5,000万円以上)<br>(2)用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業  |                       | 補助率：10%<br>【バイオ加算+5%】<br>【鳥海南工業団地<br>特別加算措置参照】<br>限度額：3億円   |
|    | 研究開発施設 | 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業を営む企業で、研究開発施設を設置する企業<br>県内に用地を取得し、研究開発施設を設置する場合<br>(1)土地を除く固定資産の取得額3,000万円以上<br>(空工場の場合は、1,500万円以上)<br>(2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上<br>(3)用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業                                    |                       | 補助率：25%<br>【バイオ加算+5%】<br>【鳥海南工業団地<br>特別加算措置参照】<br><br>限度額：10億円  |
|    | 本社機能移転 | 県の誘致により、県外から新たに本社機能を移転する企業<br>県内に建物を建設し、本社機能を設置する場合<br>(1)本社機能交付対象固定資産の取得額5,000万円<br>(空きオフィス等の取得の場合は2,500万円)<br>以上<br>(2)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上<br>(本社機能交付対象固定資産取得額が15億円を<br>を超える場合は20名以上)<br>(3)本社等建物の建設着手から2年以内の操業 |                       | 補助率：<br>対象経費が15億円<br>以下の部分は20%<br>対象経費が15億円<br>を超える部分は5%<br><br>限度額：10億円                                    |
|    | 賃貸・リース | 県の誘致により、県外から新たに進出する企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)<br>県内に工場等を設置する場合<br>(1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上<br><br>※自動車関連企業で新規常用雇用者が50名以上の<br>場合、補助率の加算あり   |                       | 建物・<br>設備の賃貸<br>・リース額   |

注) 新規地元常用雇用者について

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
- ② 県内に住所を有する者
- ③ 雇用期間の定めのない者

| 区分 | 対象事業者  | 補助要件   | 対象経費<br>(消費税を除く) | 補助金の額  |
|----|--------|--|------------------|--|
| 新設 | 一般     | 県内に用地を取得し、物流関連施設を設置する場合<br><br>(1) 土地を除く固定資産の取得額3億円以上<br>(空工場の取得の場合は5,000万円以上)<br>(2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名(対象経費が15億円を超える場合は20名)以上<br>(3) 用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 | 土地を除く固定資産の取得額    | 補助率：<br>対象経費が15億円以下の部分は20%<br>対象経費が15億円を超える部分は5%<br><br>限度額：10億円 |
|    | 賃貸・リース | 県内に物流関連施設を設置する場合<br><br>(1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上   | 建物・設備の賃貸・リース額    | 補助率：20%<br>* 操業後5年間を対象<br>リースの場合は5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象          |

※表中の「バイオ」はバイオ関連企業を指します。  
 ※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。  
 ※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。  
 ※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

<特別加算措置>

|              |                                      |   |
|--------------|--------------------------------------|---|
| 雪対策          | 新設に該当する企業                            | 雪対策を講じる企業を対象<br>① 消雪設備 補助率：100/100 基準額：1,200万円<br>※消雪面積800㎡超かつ1,200万円以上の場合 別途加算の場合あり<br>② 除雪設備 補助率：50/100 限度額：500万円<br>③ 利雪設備 補助率：30/100 限度額：1,000万円  |
| 社員寮          | 新設〔本社機能移転〕に該当する企業                    | 社員寮への補助<br>対象：新設〔本社機能移転〕に該当し、自社の複数の社員が居住するための社員寮を設置する企業を対象<br>対象経費：社員寮の設置に要する経費(土地・家電等を除く)<br>補助：補助率20%、補助限度額1,200万円  |
| 賃貸・リース<br>デポ | 新設〔大規模、一般、賃貸・リース〕に該当する企業             | デポ関連施設への補助<br>対象：東北管内にデポ(完成車工場などに納入するための一時保管所、加工施設等)を設置する企業を対象<br>要件：①対象の補助事業の操業開始から1年以内にデポを操業するもの。<br>②自動車用部品の輸送拠点として、使用するために設置するもの。<br>補助：デポの賃貸・リースに要する経費<br>補助率：20%<br>※補助事業の操業開始から5年間を対象とする。<br>(リースの場合は、5年間を限度にリース期間の1/2の期間)<br>※上記の補助事業において、新規地元常用雇用者が50名以上の場合の補助率は100% |
| 工業団地<br>鳥海南  | 新設〔大規模、一般、拠点団地、賃貸・リース、研究開発施設〕に該当する企業 | 大規模取得への補助<br>対象：① 2ha以上の用地を取得する企業<br>② 5ha以上の用地を取得する企業<br>③ 10ha以上の用地を取得する企業<br>補助：①補助率を1.2倍とする。<br>②補助率を1.5倍とする。<br>③補助率を2倍とする。  |

(2) 山形県企業立地促進補助金（増設）

| 区分     | 対象事業者   | 補助要件  | 対象経費<br>(消費税を除く)   | 補助金の額  |
|--------|---|---|--|--|
| 増設     | 大規模   | 事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合<br>(1) 土地を除く固定資産取得額30億円以上<br>(2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が30名以上<br>(3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業<br>(4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること  | 土地を除く固定資産の取得額  | 補助率：<br>対象経費が20億円以下の部分は10%<br>対象経費が20億円を超える部分は5%<br>【 <sup>ハ</sup> イ、有機 <sup>エ</sup> レ、自動車、航空機加算 +5%】<br>限度額：4億円                   |
|        | 一般  | 事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合<br>(1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上<br>(2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が①10名以上 ② 20名以上<br>(3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業<br>(4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること              |  | 補助率：5%<br>【 <sup>ハ</sup> イ、有機 <sup>エ</sup> レ、自動車、航空機加算 +5%】<br>限度額：① 5,000万円<br>② 1.5億円<br>【 <sup>ハ</sup> イ、有機 <sup>エ</sup> レ加算あり】 |
|        | 立地後5年以内   | 事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合<br>(1) 土地を除く固定資産の取得価格3億円以上<br>(2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名(対象経費が15億円を超える場合は20名)以上<br>(3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業                               |  | 補助率：<br>対象経費が15億円以下の部分は20%<br>対象経費が15億円を超える部分は5%<br>【バイオ加算 +5%】<br>限度額：10億円  |
|        | 賃貸・リース  | 既に県内に工場を有する製造業等を営む立地企業(植物工場を運営する企業を含む)<br>(1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上   | 建物・設備の賃貸・リース額  | 補助率：5%<br>* 操業後5年間で対象とする<br>但し、リースの場合は5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。   |
|        | 研究開発施設  | 既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業で、研究開発施設を設置する企業<br>事業の付加価値を高めるために研究開発施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合<br>(1) 土地を除く固定資産の取得額1,500万円以上<br>(2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が3名以上<br>(3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業                             | 土地を除く固定資産の取得額  | 補助率：5%<br>限度額：1億円  |
|        | 物流関連施設  | 事業の高度化等に資するために新たに物流関連施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合<br>(1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上<br>(2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上<br>(3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業<br>(4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること<br>既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業(物流業を営む企業を除く) | 土地を除く固定資産の取得額  | 補助率：5%<br>限度額：1億円  |
| 賃貸・リース | 県内に物流関連施設を設置する場合<br>(1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 | 建物・設備の賃貸・リース額   | 補助率：5%<br>* 操業後5年間で対象とする<br>但し、リースの場合は5か年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。 |  |

※表中の「バイオ」はバイオ関連企業、「有機エレ」は有機エレクトロニクス関連企業、「自動車」は自動車関連企業、「航空機」は航空機関連企業を指します。  
 ※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。  
 ※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。  
 ※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

(1) 山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）

| 区分     | 対象事業者 | 補助要件  | 対象経費<br>(消費税を除く)  | 補助金の額                    |   |
|--------|-------|---|---|--------------------------|---|
| 新<br>設 | 賃借    | 県の誘致により県外から新たに進出する、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業及びデザイン業を行う企業                        | 新規地元常用雇用者が5人以上  | ①雇用奨励金<br>②開設後5年間の事業所賃借料 | 補助率等：<br>① 1人あたり30万円<br>② 1/2<br><br>○限度額：3億円<br>(①②に係る補助金の合計額通算)                               |
|        | 取得    | 県の誘致により県外から新たに進出する、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業 | (1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上<br>(2)新規地元常用雇用者が5人（コールセンター業については10人）以上<br>(3)用地取得から1年以内の着手、2年（対象経費が1.5億円を超える場合は3年）以内の操業 | ①雇用奨励金<br>②土地を除く固定資産の取得額 | 補助率等：<br>① 1人あたり30万円<br>② 1.5億円以下の部分は20%<br>1.5億円を超える部分は5%<br><br>○限度額：10億円<br>(①②に係る補助金の合計額通算) |

注1) 新規地元常用雇用者について

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
- ② 県内に住所を有する者
- ③ 雇用期間の定めのない者

注2) 雇用奨励金の取り扱いについて

新規地元常用雇用者（1年以上継続雇用されている者に限る）1人あたり30万円

（開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を5人（コールセンター業については10人）以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用者の数×30万円

ただし、新規地元常用雇用者が3年通算300人以上の場合は、6年以内）

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

(2) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設）

| 区分 | 対象事業者        | 補助要件  | 対象経費<br>(消費税を除く)   | 補助金の額                    |   |
|----|--------------|---|--|--------------------------|---|
| 増設 | 賃借           | 既に県内に事業所を有する、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業及びデザイン業を行う企業  | 新規地元常用雇用者が5人以上   | ①雇用奨励金<br>②開設後1年間の事業所賃借料 | 補助率等：<br>① 1人あたり30万円<br>② 1/2<br>○限度額：1億円<br>(①②に係る補助金の合計額通算)                             |
|    | 取得           | 既に県内に事業所を有する、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業                     | (1)土地を除く固定資産の取得額5億円以上<br>(2)新規地元常用雇用者が5人（コールセンター業については10人）以上<br>(3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業 | ①雇用奨励金<br>②土地を除く固定資産の取得額 | 補助率等：<br>① 1人あたり30万円<br>② 5%<br>○限度額：1億円<br>(①②に係る補助金の合計額通算)                              |
|    | 賃借<br>(5年以内) | 県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業及びデザイン業を行う企業                        | 新規地元常用雇用者が5人以上   | ①雇用奨励金<br>②開設後5年間の事業所賃借料 | 補助率等：<br>① 1人あたり30万円<br>② 1/2<br>○限度額：3億円<br>(①②に係る補助金の合計額通算)                             |
|    | 取得<br>(5年以内) | 県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業及びコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業 | (1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上<br>(2)新規地元常用雇用者が5人（コールセンター業については10人）以上<br>(3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業 | ①雇用奨励金<br>②土地を除く固定資産の取得額 | 補助率等：<br>① 1人あたり30万円<br>② 15億円以下の部分は20%<br>15億円を超える部分は5%<br>○限度額：10億円<br>(①②に係る補助金の合計額通算) |